

## 三島町中小企業・小規模企業振興基金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、三島町中小企業・小規模企業振興基金の設置及び管理に関する条例（令和2年三島町条例第27号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、三島町中小企業・小規模企業振興基金（以下「基金」という。）の、三島町内の中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）への貸付について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 貸付金は、三島町内の中小企業等の、新型コロナウイルス感染症対策に伴う運転資金に充てるものとする

(貸付条件)

第3条 貸付金の貸付条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付利子 無利子
- (2) 償還期限 12年以内（うち据置き期間2年以内）
- (3) 償還方法 10回以内の均等償還。ただし繰り上げ償還することができるものとする。

(貸付限度額)

第4条 貸付金の貸付限度額は3,000千円とする。

(借入申込)

第5条 基金の貸付を受けようとする者は、借入申込書（様式第1号）に、償還計画書（様式第2号）を添付し町長に提出しなければならない。

(貸付決定)

第6条 町長は、借入申込書の内容を審査し、貸付要件に適合していると認めたときは、貸付決定の上、貸付決定通知書（様式第3号）をもって通知するものとする。

(借用証書の提出)

第7条 貸付金を受領した者は、借用証書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

三島町中小企業・小規模企業振興基金借入申込書

年 月 日

三島町長 様

所 在  
申 込 者 名 称  
代 表 者

印

下記のとおり、三島町中小企業・小規模企業振興基金を借入れたく  
申し込みいたします。

記

借入申込金額	金 円
借入月日	年 月 日
償還期限	年 月 日
償還方法	( 均等 ・ 一括 ) 償 還
資金を必要とする理由	

様式第2号（第5条関係）

三島町中小企業・小規模企業振興基金借入金償還計画書

年 月 日

三島町長 様

所 在  
申 込 者 名 称  
代 表 者

印

標記借入金については、下記の償還計画のとおり償還いたします。

記

償 還 計 画			
回 数	償 還 年 月 日	償 還 額	償 還 残 額
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円